

豊後大野市と株式会社デンケンとの連携協力に関する協定書

豊後大野市（以下「甲」という。）と株式会社デンケン（自己の子会社（自己が総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社）を含む。以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、下記の項目について互いに連携・協力していくことを合意したため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との連携・協力のもと、次条に規定する事項について相互に連携・協力して取り組み、地域社会の発展・活性化を推進していくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について相互に連携し、必要な協力を行う。

- （1）甲のカーボンニュートラルに向けた取り組みに関する事項
- （2）甲のエネルギー、防災等に関する事項
- （3）乙の企業活動や雇用確保に関する事項
- （4）その他、甲及び乙が協議し必要と認める事項

（事業の推進）

第3条 前条各項に掲げる連携・協力事項の内容については、それぞれ協議した上で、実施する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に開示又は漏洩せず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ、本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。



DENKEN

（成果の利用等）

第5条 事業協力による成果の利用等については、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから別段の意思表示がない限り、更に1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に関して疑義あるいはこの協定に定めるもののほかの課題が生じたときは、甲乙協議のうえ誠実に解決に向けて対応するものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は本書を2通作成し、署名捺印の上それぞれ1通を保有する。

令和7年7月15日

甲 豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市長

ソノノ 文敏



乙 大分県由布市挾間町高崎97番地1

株式会社デンケン

代表取締役

石井 源太

